株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

イマジニア株式会社

代表取締役社長兼 COO 澄 岡 和 憲

第39回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第39回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議がされましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第39期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第39期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後述のとおりです。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に神 蔵孝之、澄岡和憲、笹岡繁博及び小宮山宏の各氏が選任され、それぞれ就任いたしま した。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に荒竹純一、田中最代 治及び大上二三雄の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に中根昌幸氏が 選任されました。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

本件は、原案どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額 300 百万円以内と定めることと承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることと承認可決されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第39期期末配当は、招集ご通知と共にお送りさせていただきました「配当金計算書」をご確認のうえ「期末配当金領収証」により、払渡期間内(平成28年6月8日より平成28年7月11日まで)にゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。

なお、「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので確定申告をなされる株主様は、大切に保管してください。

以上

<ご参考>

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の	第4条 (現行どおり)
機関を置く。	
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
(<u>4</u>) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条~第17条 (記載省略)	第5条~第17条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。	第 18 条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役
	<u>を除く。)</u> は、10 名以内とする。
(新設)	2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名
	以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u>
	<u>以外の取締役を区別して、</u> 株主総会におい
	て選任する。
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了す	第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>
る事業年度のうち最終のものに関する定時	の任期は、選任後1年以内に終了する事業
株主総会の終結の時までとする。	年度のうち最終のものに関する定時株主
	総会の終結の時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後
	2年以内に終了する事業年度のうち最終の
	ものに関する定時株主総会の終結の時まで
	<u>とする。</u>
(新設)	3. 補欠として選任された監査等委員である取
	<u>締役の任期は、退任した監査等委員である</u>
	取締役の任期の満了の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役	第21条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監</u>
を選定する。	査等委員である取締役を除く。)の中から

変更前

取締役社長各1名、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めることが できる。

第22条 (記載省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで │ 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
 - 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで取締役会を開催 することができる。

(記載省略) 第 24 条~第 25 条

(新設)

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 | 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会 の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 27 条 (記載省略)

第5章 監査役及び監査役会

(新設)

変更後

代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委 員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締 役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を定めることができる。

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- に各取締役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催することが できる。

第 24 条~第 25 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規 定により、取締役会の決議によって重要な 業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を 除く。) の決定の全部又は一部を取締役に 委任することができる。

(報酬等)

価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会 の決議によって監査等委員である取締役 の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等と を区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第28条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を 決定するほか、その職務遂行に必要な権限 を行使する。

変更前	変更後
(新設)	(常勤の監査等委員)
	第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の
	監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前
	までに各監査等委員に対して発する。ただ
	し、緊急の必要があるときは、この期間を
	短縮することができる。
	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集
	の手続きを経ないで監査等委員会を開催す
	<u>ることができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程)
	第32条 監査等委員会に関する事項については、法
	令又は本定款のほか、監査等委員会におい
	て定める監査等委員会規程による。
_(員数)	(削除)
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(選任方法)	(削除)
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ	
とができる株主の議決権の3分の1以上を	
有する株主が出席し、その議決権の過半数	
<u>をもって行う。</u>	
(任期)	(削除)
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す	
<u>る事業年度のうち最終のものに関する定</u>	
時株主総会の終結の時までとする。	
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	
て選任された監査役の任期は、退任した監	
査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査	
役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで	

変更前	変更後
に各監査役に対して発する。ただし、緊急	
の必要があるときは、この期間を短縮する	
ことができる。	
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手	
続を経ないで監査役会を開催することがで	
<u>きる。</u>	
(監査役会規程)	(削除)
第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款	
のほか、監査役会において定める監査役会	
<u>規程による。</u>	
(報酬等)	(削除)
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	
<u>て定める。</u>	
(監査役の責任限定契約)	(削除)
第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に	
より、監査役との間に、任務を怠ったこと	
による損害賠償責任を限定する契約を締結	
することができる。ただし、当該契約に基	
づく責任の限度額は、法令が規定する額と	
<u>する。</u>	
第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条 (記載省略)	第 <u>33</u> 条〜第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	平成28年6月開催の第39回定時株主総会において決
	議された定款一部変更の効力発生日以前の社外監査
	役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、
	会社法第 427 条第 1 項の規定による損害賠償責任を
	限定する契約については、なお、同定時株主総会決議
	による変更前の定款第35条に定めるところによる。